

平成26年9月1日

厚生労働省医政局看護課
課長 岩澤 和子 様

一般社団法人全国保健師教育機関協議会
会長 村嶋 幸代



医療関係職種の養成施設等の指定権限等の移譲について（要望）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から、一般社団法人全国保健師教育機関協議会の活動にご配慮をいただき、御礼申し上げます。

この度検討されております「医療関係職種の養成施設等の指定権限等の移譲」について、本協議会の全会員校に意見を募りました。その結果、保健師養成校の指定権限が都道府県に移譲されることにより、都道府県の主管課に必ずしも保健師等が配置されていない現状もあり、保健師教育に関わる行政指導力の低下、引いては、保健師教育の質の低下につながりかねないと懸念する意見が多数寄せられました。

少子高齢化の中で、地域包括ケアが一層求められています。予防から在宅ケアの仕組みづくりや災害対応など、多岐にわたる領域で国民の健康課題に対応できる質の高い保健師が求められており、その養成の重要性が増しています。

保健師の養成施設の指定権限の移譲に関して、下記の3点を要望いたします。

1. 保健師助産師看護師養成所指定規則別表一（第二条関連）に掲載されている保健師養成に必要な教育内容の28単位を、看護師教育とは独立した形で確保する。

会員校からもっとも多く寄せられた意見は、都道府県への権限移譲により、指定権限が弱体化し、保健師教育の質の確保が困難になることでした。この危惧を払拭するためには、保看統合カリキュラムを撤廃し、保健師養成に必要な教育内容28単位を確保すること、また、そのために、保健師教育を看護師教育とは独立した形で実施する体制を強力に進めて頂きたい、要望します。

2. 同、別表一の公衆衛生看護学実習5単位については、保健所・市町村での実習を、一定の期間、十分な日数を確保する。

保健師教育の基盤となる保健所・市町村での実習期間が少ない場合には、保健師として必要な能力が身につかないことへの危惧が多く寄せられました。実習5単位のうち最低4単位は、保健所・市町村で充実した実習とするよう、ご指導のほどをお願いします。

3. 都道府県行政の保健師教育の主管課に指導的立場の保健師を配置するよう、都道府県に強力に指導する。

現在、都道府県における保健師教育の主管課に指導的立場の保健師がいないところがあるのが現状です。そのため、指定権限が国から都道府県に委譲されることにより、養成施設等への指導が弱くなることを危惧する意見が多く寄せられました。このため、指導力ある保健師を保健師教育の主管課に配置するよう、各都道府県に強くご指導いただきたく要望します。

以上、保健師教育の質の確保のために、関係機関、部署などにも周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

以上